

備考 事務所の要件

- 1 独立した事務所であること。
- 2 建物の同一階を複数の法人又は個人が使用する場合には、出入り口が別にあり、他の法人又は個人が使用する部分を通行することなく、事務所に到達できること。
他の法人又は個人の使用部分との間に壁がない場合は、高さ180cm以上のパーテーション等固定の間仕切りがあり、相互に独立していること。
- 3 事務所として、居住用の建物を使用する場合は、以下の要件により認める場合がある。
 - (1) 自宅として使用している、一般の戸建て住宅の一部を事務所とする場合
 - イ 住宅の出入り口(玄関)以外に、事務所へ直接入れる専用の出入り口がある。
 - ロ 事務所専用の出入り口がない場合、住宅の出入り口(玄関)から事務所まで、居住用の部屋、台所等を通らずに到達できること。また、事務所を通行することなく、居住用の部分に到達できること。
 - ハ ほかの部屋と壁で間仕切りされている。
 - ニ 当該部屋の内部が事務所としての形態を整えており、事務所だけに使用している。
 - (2) 居住用のマンションを、事務所としてのみ使用する場合
 - イ 事務所としてのみ使用し、居住している者がいない。
 - ロ 内部が事務所としての形態を整えている。
 - ハ マンションの管理規約、使用規則等で、事務所として使用することを禁じていない。
 - (3) 居住用のマンションで、事務所と住居を兼ねる場合
 - イ 当該部屋の内部が事務所としての形態を整えており、事務所だけに使用している。
 - ロ ほかの部屋と壁で間仕切りされている。
 - ハ マンションの管理規約、使用規則等で、事務所として使用することを禁じていない。
 - ニ 事務所部分と居住部分が明白に区別されている。
 - ホ 居住用の部屋、台所等を通行することなく、事務所に到達できること。また、事務所を通行することなく、居住用の部分に到達できること。

※ 上記2及び3(1), (3)に該当する場合は、「間取り図」を添付すること。